平成２２年（フ）第２９１５号
横浜市緑区東本郷４丁目７番８号　みどりハイム308号
債務者　長岡　真由
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９５９号
横浜市旭区中沢２丁目９番８号　アパルト新川101
債務者　武曽　善則
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０８２号
横浜市神奈川区立町23番地　ヴィラ立町105号
債務者　相磯　昭子（旧姓萩尾）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０９１号
横浜市緑区十日市場町903番地20
債務者　白石佳代子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０９２号
横浜市中区曙町４丁目60番地１　フェアネスK横浜607号室
債務者　藤澤さゆり（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里441番地１
債務者　楠本　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時10分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第３２号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村吉田1138―２
債務者　佐藤　裕一
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第１５２号
青森県つがる市木造浦船135番地８　浦船団地６－４号
債務者　菊地　隼都
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
青森県つがる市柏玉水岸田23番地８　玉水団地７号
債務者　松木美智子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
青森県つがる市木造豊田千代鶴37番地48　福士方
債務者　竹本　佳世
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
石川県小松市川辺町４番地16　県営13棟303号室
債務者　木下　貴子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第５８２号
静岡県磐田市匂坂中760番地
債務者　堀内　吟子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５９３号
静岡県浜松市東区下石田町1410番地の４、前住所静岡県浜松市東区下石田町156番地の７
債務者　時吉　宏美
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６３６号
静岡県浜松市西区西山町2415番地
債務者　青野　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
熊本県山鹿市山鹿548番地７
債務者　吉川　直人
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係